



毎年10月は

「社会保険労務士制度推進月間」です！

愛媛県社会保険労務士会では、広く県民に
社労士制度を知っていただくとともに、社会貢献

活動の1つとして、労働問題・年金などの

「無料相談会」を開催致します。

お気軽にご相談ください。

「社会保険労務士」による 無料相談会開催！

開催日時及び開催場所

●令和6年10月27日(日)
10:00～15:00

●SAIJO BASE

●令和6年10月27日(日)
11:00～17:00

●フジグラン今治

1階 シースルーエレベーター前

●フジグラン松山

悠々館2階 北側駐車場連絡通路前

●フジグラン北浜

2階 イベント広場

●令和6年11月3日(日)
11:00～17:00

●イオンスタイル松山

1階 南(環状線側)入口

事業主に代わって労働・社会保険等の手続きが
できるのは社会保険労務士だけです。

社会保険労務士は、社会保険労務士法に基づいて厚生労働大臣に認められた
国家資格で、労働社会保険関係・および人事・労務管理の専門家です。

【相談内容】

- 公的年金
- 健康保険(傷病手当金、出産手当金、高額医療費等)
- 労働保険(雇用保険、労災保険、各種給付)
- 労働条件(賃金、退職金、労働時間、休日、年次有給休暇)
- 解雇・退職・セクハラ・パワハラ等
- 労使関係(個別労働紛争) ● 各種助成金

新型コロナウイルス感染症の
感染拡大を防止するために…

ご来店の際には、マスクの着用をお願いします。
無料相談会を中止する場合がございます。



ホームページに
アクセス出来ます
愛媛県社会保険労務士会

<http://www.ehime-sr.or.jp/>

街角の年金相談センター
松山(オフィス)

無料

年金の様々な疑問にお答えします！
年金請求書も受け付けします！

◎松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル5階
◎相談受付時間/平日8:30～17:15(土・日・祝除く)

予約専用電話

☎089-931-6120

※電話でのご相談は
受け付けていません。

総合労働相談所 電話相談
来所相談

専用電話 ☎089-907-4868

◎毎週 月曜日～金曜日
※祝日、12/29～1/3は除く

◎時間/10:00～13:00

*来所相談は、前日までに要予約。

無料

愛媛県社会保険労務士会館 1階相談室
〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3

社労士会労働紛争解決センター愛媛

センターは法務大臣の認証と厚生労働大臣の指定を受けて、
愛媛県社会保険労務士会が運営する、
紛争解決をサポートする機関です。

■簡易で公正・中立、迅速な解決を図ります。
あっせんの申し立てを受理した後、
原則として1回のあっせんで
解決を図ることを目的としています。

■2025年3月31日までは

無料



かいつサポート
認証紛争解決サービス

愛媛県社会保険労務士会館内 ☎089-907-4864



愛媛県社会保険労務士会

お問い合わせ先

☎(089)907-4864

シャロウシ

〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3

事務局長 橋本 珠樹

FAX (089)923-1133